

## 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人協同光陽会定款第21条の規定により、役員等に対する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 この規程で、役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会等の委員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

### (報酬の額及び支給の時期)

第3条 報酬の額及び支給の時期は、別表1のとおりとする。

2 施設の職員を兼務する役員等にあっては、本項に掲げる報酬は支給しない。

### (報酬支給の制限)

第4条 法人の役員等のうち、国家公務員、地方公務員に対する報酬は支給しない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成18年 6月 1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表 1

区 分	報 酬 額	支 給 時 期
理事長	月額 50,000 円	職員の給料の支給日
理事	日額 8,000 円	会議等の開催の都度
監事	日額 8,000 円	監査及び会議等の開催の都度
評議員	日額 5,000 円	会議等の開催の都度
入居検討委員	日額 5,000 円	会議等の開催の都度
第三者委員	日額 5,000 円	会議等の開催の都度
運営推進委員	日額 3,000 円	会議等の開催の都度
評議員選任・解任委員	日額 3,000 円	会議等の開催の都度

役員に対する、各年度における支給総額の範囲

- (1) 理事長は、100万円以内
- (2) 理事は、52万円以内
- (3) 監事は、32万円以内